

## 都市計画練馬城址公園の事業化に関する意見書

平成 23 年の東日本大震災を受け、都は防災機能の強化のため、練馬城址公園を整備する方針を明らかにした。今年 1 月、事業化に速やかに着手する意向が示され、6 月 12 日には、関係者間による覚書が取り交わされた。ようやく練馬城址公園の整備が動き出したことは、喜ばしいことである。

公園整備に当たり、我々区民にとって大切な場所であるとしまえんが、区における水とみどり、防災、にぎわいの拠点として十分な機能を発揮できるよう、取り組む必要がある。

よって、本区議会は、都に対し、下記の事項について取り組むことを求める。

### 記

- 1 水とみどり、防災、にぎわいの拠点としての具体的な機能を明らかにし、練馬城址公園の整備計画案を地元区である練馬区、練馬区議会と共に早期に作成すること。
- 2 整備計画案の作成にあたっては、公園周辺の住環境、地域住民および地域経済に十分配慮し、地域への貢献および地域との共存・共栄に積極的に取り組むこと。
- 3 事業化に向けたスケジュールを速やかに公表すること。
- 4 事業化に向けて、パブリックコメントや説明会等により、区民への丁寧な説明と意見聴取を行うこと。
- 5 歴史的に貴重な機械遺産であるカルーセルエルドラドを練馬城址公園に残すこと。
- 6 公園整備と併せ防災機能強化の観点から、都市計画道路補助第 133 号線（放射第 7 号から補助第 172 号線までの区間）は必要と考えるが、現道がないため慎重で丁寧な対応を行い、住民合意を図ったうえで早期の事業化に着手すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 2 年 6 月 1 9 日

練馬区議会議長 小 泉 純 二

東京都知事 あて